

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
第1章 基本的事項 5. (2)	「子どもの最善の利益」をもう少し具体的に記載出来ないか	少子対策課	「子どもの最善の利益」の前に、「子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長できること、すなわち」を追記します。	有
第1章 基本的事項 5. (2) ②	「保護者が自己肯定感を持つ」とはどういうことか、分かりやすく記載できないか。	少子対策課	「保護者が自己を尊重しながら」に修正します。	有
第2章 制度の概要及び県内の子育て支援の状況 1. (3)	6ページの「(3) 子育てのための施設等利用給付の概要」の対象施設について、「幼稚園（新制度未移行）」との表記があるが、この表記では新制度に移行しなければならないという誤解を与えかねない。「未移行」という言葉がよく使われるが、私学助成幼稚園も制度の中に位置づけられているということをご周知、ご認識いただきたいので、出来れば「未移行」という言葉は使ってほしくない。	幼保支援課	表記を「幼稚園(私学助成を受けている園)」に変更します。 ※文部科学省の資料を参考に記載	有
第3章 第1節 幼児期の学校教育・保育の充実 3. (4)	正規職員の人件費は公定価格で充足できるとの回答だったが、実際には、国からの支給額だけで正規職員の人件費を全て賄うことは難しいと思われるため、県の方で不足分を補填するという事も併せて検討したうえで、推進してもらいたい。	幼保支援課	公定価格の単価は、平成27年に新制度がスタートして以降毎年増額しており、高知県内の平成29年度と平成30年度の給付実績額を比較しても、公定価格の対象となる子どもの数は減少している一方で約3億3千万円の増額となっています。 また、平成29年度から始まりました処遇改善加算Ⅱでは、平成29年度に約2億7千万円、平成30年度に約3億9千万円が新たに人件費へ上乗せされています。 H29.4とH30.4の常勤保育士数は、比較すると8名の増加に留まりますが、正規職員の内訳は約3%（約100名）増加しています。そのため、人件費の負担は増えていると考えられますが、実際の人件費支出額についてデータを持ち合わせていないため、負担状況の把握は困難となっています。 人件費については他にも、特別支援保育への加配職員や地域子ども子育て支援事業（延長・一時預かり・地域子育て支援センター）など、公定価格以外に市町村等から補助を受けて実施する事業もあることから、正規職員の人件費に対して不足分を県が補填することを検討するにあたっては、施設等の状況をヒアリングさせていただくなど情報の収集と分析が必要となります。このため今後は、団体の皆様にご協力いただきながら検討していきたいと考えています。	無

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
<p>第3章 第1節 幼児期の学校教育・保育の充実 3. (4)</p>	<p>公定価格は、月初日の職員の配置状況によって決まるが、月途中で児童の受け入れ等で職員を追加する必要がある場合等に、支給額だけでは賄えないという状況になる。その場合、正規職員の給与が払えないため、パート職員で対応することもある。民間の各園では、正規職員、パート職員、臨時職員などの割合について、人件費と園の財政状況等を考慮しながら判断している。 正規職員の配置を増やしていくことは良いが、そういった課題があることも考慮し、必要であれば各種団体と相談しながら進めていってほしい。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>公定価格は、月初日の子どもの数により計算され、加算等については月初日の職員配置状況で判断されますが、月途中で子どもの入退所があった場合は、日割り計算されています。 職員の配置にあたっては、多様な働き方を進める観点からも正規職員のみでなく、パートや臨時といった配置も必要であると考えています。 一方、若い保育士の方々が、臨時職員での雇用ということで、産休や育休の制度がなく、育児のために離職を余儀なくされていることや人手不足のために臨時職員がクラス担任の重責を担うことがある状況でその重責に見合う賃金の対応となっていないといったアンケート回答もありました。 人件費についての課題について相談させていただきながら、正規雇用についても一緒に検討していきたいと考えています。</p>	<p>無</p>
<p>第3章 第1節 幼児期の学校教育・保育の充実 3. (4) I ③</p>	<p>確保方策にある、保育士等の必要数は臨時、パートも含めた人員であることの説明が必要だと思えます。そのうえで、現時点で必要数を充足しているのか、不足しているのか、不足しているのであれば、どう確保していくのかが必要だと思えます。(現場のアンケートはありますが、量的な検証結果を記載すべきだと思います。)</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>確保方策にある保育士必要数は臨時やパートを含む人員で、5年後の令和6年度までほぼ横ばいの状況です。 各施設の子どもの数に対して条例上必要な配置の職員数(最低基準)については充足できていますが、年度途中の特に低年齢児の受入れや特別支援にかかる加配職員といった臨時的な職員の確保等が困難な状況です。 このことから、まずは、在職者及び新規採用者の定着化(離職防止)を促進する必要があると考えています。具体的には、処遇改善をはじめとする勤務条件の向上や雇用形態に関わらず長期的に働き続けられるような職場環境の改善を引き続き促進します。離職の状況について量的なデータは収集していませんが、今後把握の方法等を検討していきたいと考えています。 なお、保育士等の必要数が臨時、パートも含めた人員であることについては、明記します。</p>	<p>有 (一部)</p>

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
<p>第3章 第1節 幼児期の学校教育・保育の充実 3. (4) I③</p>	<p>これまでも保育士確保等の取り組みは行われてきたが、未だ保育士不足の問題は解消されていない。そうした中、無償化に伴い、預かり保育等のニーズが増え、保育の時間が長くなってきており、施設側の状況を考えると、パート職員等での対応も必要になる。 また、保育士の資格を持っている方の中には、空いている時間に少しでも働きたいといった理由から、パート職員を希望される方もいる。 正規職員の割合を40%から引き上げていくとの話があったが、パート職員等も必要な存在であるため、あまり数字ばかりにとらわれず、そうした現状も考慮していただきたい。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>いただいたご意見も踏まえて保育士確保に取り組んでいきます。</p>	<p>無</p>
<p>第3章 第1節 幼児期の学校教育・保育の充実 3. (4) I③</p>	<p>正規職員の配置については、40%を5年後には0%にするという目標が必要だと思います。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>目標設定が必要というご意見には賛成ですが、具体的な数値については、関係団体の皆様や市町村の意見をお聞きし、もう少し詳細な分析を行ったうえで設定する必要があると考えています。 そのため、計画への記載について今回は見送ります。</p>	<p>無</p>
<p>第3章 第1節 幼児期の学校教育・保育の充実</p>	<p>第1節に「計画期間内（5年間）に目指す姿」を記載していない理由は何か。他の取組み（項目）と合わせて、「計画期間内（5年間）に目指す姿」を示してはいかがでしょうか。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>第1節については、県内における教育・保育の提供体制の確保状況等について記載しており、当該確保方策については、第2期の計画期間内に目指す姿となっていますので、その旨を明記します。</p>	<p>有</p>

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
<p>第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業 (7) ファミリーサポートセンター事業</p>	<p>働き方改革と一体となった取り組みが必要。子の病気などの際に仕事を休みたくても休めない保護者等がいるため、病児・病後児へのサービスや広域利用等に前向きに取り組んでいただきたい。</p>	<p>県民生活・男女共同参画課</p>	<p>病児・病後児預かりの事業を開始した四万十市のPRや事例の共有、市町村への実施の働きかけなど、援助活動の充実に取り組みます。</p>	<p>無</p>
<p>第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業 (8) 一時預かり事業</p>	<p>一時預かり事業について、「利用手続き等が分からないため利用していない人がある。」とあるが、サークルに来る母親の中には一時預かり事業自体を知らない方も多し。また、一時預かりを利用したいが、夫の理解が得られず利用できなかったという話も聞いた事がある。市町村への事業の周知と併せて、職場など男性の目にも届くところで周知していただくと、事業への理解も進むと思う。</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>一時預かり事業について、市町村とも連携した周知を進めるとともに、子育て応援団の活用により子育て支援に理解のある事業所への啓発を進めていくため、具体的な取組に「高知家の出会い・結婚・子育て応援団等を活用した事業所等への周知」を追加します。</p>	<p>有</p>
<p>第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業 (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業</p>	<p>一時預かり事業、延長保育事業は非常に取り組みにくいと思われるが、その原因となっているものは何か</p>	<p>幼保支援課</p>	<p>市町村訪問の際などにお聞きするところでは、延長保育については、ニーズが少数の方に限られていることや継続した利用でなく単発であったりするため、人材確保が難しい中では、長時間保育への取組に消極的になっているとのこと。また、一時預かり事業についても、保育士の確保が困難な状況で、まずは通常保育への人員確保が優先されている状況があるとのこと。</p>	<p>無</p>

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業 (9) 延長保育事業	延長保育事業については、利用者から支払われる延長料金と職員の人件費等を比較し採算が合わない場合は実施出来ない。不足分を県が補填する等、各園が実施出来るような仕組みを考えていただきたい。各種団体にも相談いただきたい。	幼保支援課	延長保育については、地域子ども子育て支援事業による補助制度が活用されていますが、昨年度の延長保育事業の補助事業における実績では、補助基準額に対する補助対象経費は約62%と基準を下回っている状況です。 そのため必要な経費について、まずは既存の制度を最大限活用していただきたいと考えていますので、活用方策について各種団体にもご相談させてください。	無
第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業 (9) 延長保育事業	「③事業の推進及び従事者の質の向上に向けた具体的な取組」に「保育所や認定こども園等が保育の必要な保護者のニーズに応えた開所時間を設定するよう、市町村に促します。」とあるが、保育士等人材確保に苦慮する中、19時までの開所施設については、実施体制の整備で精一杯の現状から、促すだけでなく実施主体への支援も必要と考える。	幼保支援課	延長保育への対応については既存の補助事業の中で支援を行っていきたいと考えています。	無
第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業 (10) 病児保育事業	病児保育事業については、事前に利用登録が必要であるため、急に利用したくなくても出来ない。そのような情報も市町村への周知と併せて、職場での周知もお願いしたい。	幼保支援課	病児保育の具体的な取組に、利用方法を含めた周知について記載を追加します。	有

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
<p>第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業 (11) 放課後児童クラブ</p>	<p>「発達障害児等特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う専門知識の向上などが求められている」とあるが、加配の先生の専門知識以外にも、一緒に働いてくれている方々の知識の向上もセットでやっていただきたい。児童を受け入れても、先生によって理解や対応が異なる場合がよくある。様々な特性をもっている児童が多いので、可能な限り配慮していただけたらいい。</p>	<p>生涯学習課</p>	<p>従来からの取組ですが、計画（案）③具体的な取組の中に、発達障害児等への理解といったテーマを含む、「◆放課後児童クラブや放課後子ども教室等に従事する方の合同研修」を記載しています。 また、その他の取組として、市町村が特別な配慮を必要とする児童のための支援者を配置（発達障害児等支援）した場合の助成の継続についても追記します。</p>	<p>有</p>
<p>第3章 第2節 地域子ども・子育て支援事業</p>	<p>それぞれの事業の現在の状況について、「〇〇市町村が実施」といった記載をしているが、どの市町村がどの事業をやっているか分からない。 会議の資料として配っていただくなどの対応をお願いしたい。</p>	<p>少子対策課</p>	<p>各市町村での実施状況をまとめた表を作成します。 (第16回会議で配付します。)</p>	<p>有</p>
<p>第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 1. 児童虐待防止対策の充実</p>	<p>児童虐待について、これまで様々な取り組みを行ってきた中で、効果があった取り組みもあったはず。課題ばかりではなく、取り組みにより良くなったことや数値なども示してはどうか。</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>児童虐待防止に向けた官民協働の啓発活動や児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の整備などの取組が充実し、周囲の意識の高まりも一つの要因として通告件数や面前DVなどの虐待件数が増加する傾向がみられます。このようなことから、児童相談所や市町村における早期の適切な対応ができるよう、今後も専門性や体制の強化に努めてまいります。</p>	<p>無</p>

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
<p>第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 1. 児童虐待防止対策の充実 (3) ①</p>	<p>「(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応(児童相談所の体制強化等)」の「①現状と課題」部分で、「児童相談所への児童虐待通知・相談件数は増加の一途をたどっており・・・」との記載があるが、件数の増加については、警察から「面前DV」の通告・相談が大きく伸びていることが要因といえる(児相の「業務概要」を参照)。児童虐待とDVが相互に重複して発生していることを踏まえると、「②取組の方向性と具体的な取組」の中に、「警察や女性相談支援センターとの連携の強化」といった文言の記載は必要ないでしょうか。</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>ご指摘のとおり、増加傾向にある面前DVへの対応には、警察をはじめ関係機関との連携は重要ですので、文言を追記します。</p>	<p>有</p>
<p>第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 2. 社会的養護体制の充実・強化</p>	<p>「社会的養育推進計画」は、国の定める「新しい社会的養育ビジョン」を基に作成されるが、ビジョンには、厳しい環境にある子どもに携わる施設にとって厳しい状態になるだろうと推測される内容が組み込まれているので、ビジョンにとらわれず、厳しい環境にある子どもたちのことを第一に考えた計画にしていきたい。</p>	<p>児童家庭課</p>	<p>子どもの最善の利益を実現するために、ケアニーズの高い子どもや潜在的に支援を必要としている子どもに対して最適な環境を確保する考えのもと、計画を策定してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 5. 障害児施策の充実等</p>	<p>検診でひっかかる子どもが多くなっている中、以前よりは診察を受けれるのが早くなっていると思うが、その診察や診断を受けるまでの期間に不安を持たれる方が沢山おり、その期間に利用できる機関の情報をきちんと周知されていない方もいる。情報の周知を徹底し、漏れがないようお願いしたい。</p>	<p>障害福祉課</p>	<p>必要な情報提供を含め、保護者の不安に寄り添い早い段階から支援ができるよう、市町村と連携し体制整備を進めていきます。</p>	<p>無</p>

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 5. 障害児施策の充実等	強度行動障害がある場合、サービスを利用できないことが多いため、様々な場所でサービスが利用できるような人材育成に力を入れていただきたい。	障害福祉課	継続して強度行動障害支援者養成研修を実施するなど、人材育成に取り組んでいきます。	無
第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 5. 障害児施策の充実等	東部や西部などの郡部でも、発達障害に関する支援が十分に受けられるようにしていただきたい。	障害福祉課	児童発達支援事業所等の拡充のため、研修等の充実を図り人材育成・資質の向上に取り組めます。 また、保健師や、日常的に子どもと関わる保育士等地域の支援者の対応力向上のための研修などを継続して実施し、専門的な療育機関以外でも適切な支援が受けられる体制づくりに取り組めます。	無
第3章 第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援 5. 障害児施策の充実等	児童養護施設に保育士の加配がないことはおかしい。子どもの最善の利益を考えるのであれば、児童養護施設に発達障害等の子どもが入所した場合に対応できるような職員の配置を県はすべきだと考える。	児童家庭課	ケアニーズの高い子どもの加配等に対する措置費の加算については、現在、国において検討しているところですので、国の動向を注視しながら検討してまいります。	無

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
<p>第3章 第4節 仕事と家庭生活の両立支援 1. ④</p>	<p>・行政として数値目標は必須であると思うが、数値ばかりが先行しているように感じます。 ・男性の育児休暇取得は重要であり、目標を定める必要はあるものの数日取得しただけで取得したことにするのはおかしいと考えています。例えば「男性〇%（1ヶ月以上取得）」など表記が必要に思います。 ・労働局でも同内容の会議があるため、働き方改革も合わせて一体となった取り組みが必要です。</p>	<p>少子対策課 雇用労働政策課</p>	<p>県では、少子化対策（働きながら子育てしやすい環境づくり）の観点から育児休業の取得や時間単位年次有給休暇制度の導入の促進に取り組んでおり、取り組みを進めていく上で数値目標の設定は必要と考えています。 目標は、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、男性の育児休業取得率を30%（令和7年）としていることを踏まえ、本県における男性の育児休業取得率を30%（令和6年）としています。 取得日数については、取り組みを進める中で、誰もが希望する日数を取得できる環境が整えられると考えており、数値目標としては国に準じて取得率のみとします。 時間単位年次有給休暇制度の導入率は、「令和元年度高知県労働環境等実態調査」において、「導入を検討中」と回答した企業のうち半数が導入することを目標とし40%（令和6年）としています。</p>	<p>無</p>
<p>第3章 第4節 仕事と家庭生活の両立支援 1. ④</p>	<p>5年後の目指すべき姿の、育児休業取得率、時間単位年次有給休暇の導入率の数値目標は、時期尚早な気がします。数値目標を示すならば、具体的な支援も含めて検討して、実効性のあるものにしてほしいと思います。</p>	<p>少子対策課</p>	<p>いづれも、現在策定中の「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、KPIを設定する予定であり、同戦略は本計画と整合を図るべき計画として位置付けていることから、本計画における目標値も総合戦略と同様の数値とするものです。 取り組みにあたっては、企業トップに対する意識醸成や、県内企業の先進事例を横展開するほか、高知県働き方改革推進会議と連携した県内企業の働き方改革を推進するなど、実効性のある取り組みを進めていきます。</p>	<p>無</p>
<p>その他</p>	<p>計画の厚さが気になる。誰に読んでもらいたい計画であるのかを考慮して、読みやすく分かりやすい形にすることも必要と考える。</p>	<p>少子対策課</p>	<p>本計画は、基本指針に沿って子ども・子育てに関連する施策全般を網羅して記載していることから、現行の分量が必要だと考えています。なお、第2期計画の策定とあわせ、策定のポイントなどを示した概要資料を別途作成する予定です。</p>	<p>無</p>

第15回高知県子ども・子育て支援会議での意見に対する回答

項目	ご意見	所管課	回答	計画の修正
その他	<p>「数値の〇のところは、市町村の意見の集約中です」 といった説明がありましたが、市町村の計画を取りまとめているだけなのかという印象を持ちました。 その結果、「目指します」がいけないわけではないが、全体としての県の主体性を強く感じる表現が乏しく感じました。</p>	各課	<p>「目標期間内（5年後）に目指す姿」における表現については、ご指摘を踏まえて見直します。 なお、本計画及び子ども・子育て支援支援制度の性質として、教育・保育の量の見込み及び確保方策の数値は各市町村において算出された数値の積み上げとなっています。また、「地域子ども・子育て支援事業」においては、事業の実施主体は市町村であり、県の役割は各市町村が事業を円滑に実施できるよう支援・連携を行うこととなっています。</p>	有
その他	<p>国の施策等はとても複雑で分かりにくいいため、各市町村や利用者となる住民により早く正確な情報を届けるためにも、スマートフォンの活用や、市町村で対応できないのであれば県がコンシェルジュとなって情報発信するといったことも検討していただけるとありがたい。</p>	各課	<p>各市町村や制度等を利用する県民の皆様への情報発信や広報については、各課、各事業において有効な手段を検討して参ります。</p>	無